

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）

保健福祉部子育て支援課

事業費 170,391 千円

事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）に対し、物価高騰等による食費等の支出の増加の影響を勘案し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

事業内容

- 支給対象者
 - 令和4年度住民税非課税者のうち、
 - 令和4年4月分の児童手当及び特別児童扶養手当の受給者（令和4年5月から令和5年3月までに新たに同手当の認定を受けた者を含む。）
 - その他支給対象児童の養育者
 - 新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の家計が急変し、住民税非課税者と同様の事情にあると認められる者
- 支給対象児童

平成16年4月2日（一定の障害の状態にある児童は平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童
- 支給額

児童1人当たり5万円を支給

事業費内訳 ※全額国庫負担（10/10）

【交付金】対象児童数	3,300人	小計	165,000千円
【事務費】職員手当等	1,258千円	消耗品費	1,097千円
印刷製本費	165千円	通信運搬費	1,672千円
手数料	275千円	委託料	924千円
		小計	5,391千円
		合計	170,391千円

支給スケジュール等

支給対象者	支給時期	申請	判定
対象者（1）のA 児童手当等受給者	6月中に支給 （新規認定分 は随時）	不要	辞退者以外の全 員へ支給
対象者（1）のイ その他児童の養育者	申請受理後、 早期に支給	要	令和3年中の 所得を基に判定
対象者（2） 家計急変者	申請受理後、 早期に支給	要	令和4年1月以降 の任意月の収入 等で判定